

令和6年度

第2回芽室町総合保健医療福祉協議会 会議録

日 時 令和7年3月4日(火)

午後6時30分から 午後7時まで

場 所 芽室町役場2階 会議室7・8

健康福祉課社会福祉係

○ 会議次第

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長及び副会長の互選
- 4 町長諮詢
- 5 会長あいさつ
- 6 議 題
 - (1) 第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画(芽室町こども計画)案について
- 7 答 申
- 8 その他
- 9 閉 会

○ 出席委員 16名

研谷 智
家内典夫
村上哲也
柴田正博
花岡勇氣
新倉忠司
谷口智則
野崎美保子
鈴木 昇
太田寛孝
白銀孝志
齋藤直裕
吉口美喜子
若狭富美子
小西弘和
植松哲子

○ 欠席委員 4名

紺野 裕
廣江英幸
小池和枝
矢野征男

○ 傍聴人 0名

○ 事務局

健康福祉課課長 森真由美、課長補佐兼社会福祉係長 上嶌 寛、社会福祉係主任
平光洋太

○ 個別計画担当

子育て支援課長 佐々木雅之、課長補佐兼児童係長 山田陽子

高齢者支援課長 久保禎巳

保健推進係長 吉川泰子、保健推進係主査 中元麻実

1 開会

午後6時30分開会(進行は健康福祉課社会福祉係長)

2 町長あいさつ

手島町長

3 会長及び副会長の互選

芽室町総合保健医療福祉協議会条例第6条の規定に基づき会長及び副会長の互選を行う。参加委員の推薦により、公立芽室病院院長の研谷委員が会長に、芽室町社会福祉協議会事務局長の花岡委員が副会長に決定する。

4 町長諮問

手島町長から研谷会長に第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画(芽室町こども計画)策定に対する意見を求める諮問書が手渡される。

5 会長あいさつ

研谷会長

6 議 題

研谷会長による議事進行

(1)第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画(芽室町こども計画)案について

◎計画案の概要説明

子育て支援課児童係から、計画案の概要について説明。パブリックコメントを実施した結果、3件の意見があったが計画の修正変更に係るものではなかったことが報告される。

◎質疑

家内委員： 12 ページの幼稚園は利用数減に応じて定員が減っている。
13 ページの農村地区の利用数は減っているのに定員は 100 人のままでいいのか。

山田補佐： 需要に合わせて定員を設定している。農村保育所は2カ所あり、ひだまり保育所は 50 人、上美生保育所は 50 人としている。

家内委員： 定員を少なく見積もらなくていいのかということを言っている。

- 佐々木課長：上美生保育所は休所中。定員は条例で定めているが、条例改正しないで対応している。
- 家内委員：定員 100 人に合わせて職員を配置しているのか。
- 佐々木課長：条例の定数は改正していないが、利用数に応じて配置している。
- 家内委員：令和2年から減少している。今まで条例を変えることはできなかつたのか。
- 町 長：利用数が減れば廃止、休止もあり得るが、休止したからといって定員を落とすのではなく、柔軟な対応をとれるよう定員は残している。農村保育所はニーズに合わせて定員を変えることも検討する。市街地保育所は認可を出す時に定員を決めておく必要があり、法人との協議になる。
- 村上委員：4ページのアンケート調査は部会と共有しているのか。また、ヤングケアラー1,078 人はどんな人達なのか。
- 山田補佐：アンケート調査についての具体は部会で説明していないが、中身を計画案に入れた中で説明している。ヤングケアラーは小学4年から中学3年までを対象に調査した。
- 村上委員：1,078 人ケアラーがいたということか。
- 山田補佐：1,078 人を対象にしたということで、この人数がケアラーというわけではない。
- 村上委員：ケアラーに該当したのは何人いたのか。
- 佐々木課長：ケアラーとの可能性を否定できない方は2人いた。小学生1人と中学生1人である。
- 村上委員：こども計画の対象は 18 歳までならば、どうして中学3年までを対象にした調査になったのか。
- 佐々木課長：町立学校を対象にしたので高校までは調査しなかった。今後検討したい。
- 村上委員：18 歳までの高校生も含めて調査すべきである。ケアラーに対するサポートが見えづらい。精度が高まる調査にしてほしい。
- 家内委員：芽室高校に芽室の子は3割くらいらしい。昔ならほとんど芽室の子だったが。調査対象にするのは難しいと思う。
- 研谷会長：回答に答えていない 178 人の中にケアラーいるのではと心配ではある。
- 白銀委員：他に意見がなければ、子育て部会部会長として2点、答申に盛り込んでほしい意見を言いたい。
・町民の方からの意見・提言がありましたので、今後、計画の実現に向けて施策や事業を実施する際には、これらの意見を十分踏まえ進めること。
・「子どもの権利に関する条例」を制定する町として、子ども・

若者の参加する権利を保障し、まちづくりへの参画、意見反映に努めること。

◎研谷会長

他に意見等なければ協議を終わる。この計画案に対する本協議会の答申案は、

・本協議会子育て部会における検討をはじめとして、町民の方からの意見・提言がありましたので、今後、計画の実現に向けて施策や事業を実施する際には、これらの意見を十分踏まえ進めること。

・「子どもの権利に関する条例」を制定する町として、子ども・若者の参加する権利を保障し、まちづくりへの参画、意見反映に努めること。

という意見を付して答申したい。

(委員に了承される。)

7 答 申

研谷会長から手島町長に対し、協議会の意見が付された答申書が手渡される。

8 その他

資料に基づき、次年度の協議会の予定について事務局から説明。

9 閉会

午後7時閉会